

狂犬病 予防注射を 受けましょう

犬を飼う場合、狂犬病
予防注射の接種と飼い
犬の登録が、必要です。
予防注射と登録受付を
実施しますので、都台の
よい会場で受けてくだ
さい。

〈予防注射・登録日程〉

佐伯地域

※場所、時間が昨年と異なる地区が
ありますので、ご確認ください

月 日	時 間	場 所	該当地区
4月10日 (月)	9:30~10:30	青山地区公民館	青 山
	11:00~11:20	大越地区(清松勘市氏宅車庫)	大 越
	13:30~15:00	泥谷メロン集出荷場	下 堅 田
4月11日 (火)	9:30~10:00	上灘文化センター	灘
	10:15~10:45	大中尾地区センター	木 立
	11:05~11:35	大野池田バラ販売所跡地	
4月12日 (水)	9:30~10:30	蛇崎公民館	上 堅 田
	10:50~11:30	稲垣地区集会場	稲垣、長瀬、高島
	13:30~15:10	上堅田地区公民館	上 堅 田
4月13日 (木)	9:30~11:30	コミュニティホール鶴岡館	鶴 岡
	13:30~14:40	市営駐車場(文化会館下)	佐 伯
	14:50~15:30	臼坪区菖蒲園休憩所	佐 伯 東
4月14日 (金)	10:00~11:30	八幡地区公民館	八 幡
	13:30~14:00	八幡地区公民館	
	14:30~15:30	西上浦地区公民館	西 上 浦
4月17日 (月)	9:30~10:30	やまばと公園	渡 町 台
	10:50~11:40	渡町台地区公民館(旧勤労青少年ホーム)	
	13:30~15:00	新女島区民会館	
4月18日 (火)	9:30~ 9:50	坂の浦公民館横(原敬佐雄氏宅前車庫)	坂 の 浦
	10:35~11:00	石間地区公民館	大 入 島
	11:25~11:50	海人夏館	
	13:40~14:40	港児童公園	佐 伯 東

《問い合わせ》生活環境課生活環境係 (☎22-3995)

犬はルールとマナーを守って飼いましょう

犬を飼う人は、ルールとマナーを守り、家族の一員として、また良きパートナーとして、最後まで責任を持って犬の世話をしましょう。

●守ってほしいルールとマナー

・犬のふんは飼い主が責任をもって処理しましょう

最近、犬のふんが放置されているという苦情が多くなっています。犬と散歩や外出をするときは、ふん処理用のビニールなどを忘れずに携帯し、飼い主が責任を持って持ち帰るようにしましょう。

・犬は必ずつないで飼いましょう

事故防止のため、散歩をする際は早朝、夜間であっても犬は必ずリード(鎖)でつないでおきましょう。

・しつけは最初が肝心です

犬がむやみにほえて近所に迷惑がかからないよう、最初にしつかりとしつけましょう。



《問い合わせ》

生活環境課生活環境係(☎22-3995)または各振興局市民サービス課

◆費用

○狂犬病予防注射(年1回)

：3,000円

○犬の登録(犬の一生に1回)

：3,000円

◆注意事項

- ・予防注射の対象は、生後91日以上経過している犬です。
- ・当日は、犬に首輪をしつかりつけ、犬を制御できる人が連れてきてください。
- ・犬の登録が済んでいる人には、注射案内ハガキを送付します。当日お持ちください。
- ・登録していた犬が死亡して

いる場合は、市役所に死亡届を出してください。

- ・予防注射は市内の動物病院でも受けられます。小型犬や体調の悪い犬などは動物病院で注射してください(要予約)。

※本匠、直川、宇目地域の日程は市報4月15日号で、米水津、鶴見、蒲江地域の日程は市報5月1日号でお知らせします。

〈予防注射・登録日程〉

※場所、時間が昨年と異なる地区がありますので、ご確認ください

上浦地域

月日	時間	場所	該当地区
4月19日 (水)	9:30～9:40	大浜集会場	大浜
	9:55～10:10	蒲戸公民館	蒲戸
	10:25～10:40	福泊公民館	福泊
	10:55～11:10	長田公民館	長田
	11:25～11:45	夏井公園広場	夏井
	13:20～13:40	上浦振興局(旧上浦町役場)前	津井
	14:00～14:20	浅海井公民館	浅海井
	14:40～15:00	浪太公民館	浪太

《問い合わせ》上浦振興局市民サービス課 (☎32-3111)

弥生地域

月日	時間	場所	該当地区
4月20日 (木)	9:20～9:50	床木第1生活改善センター前	床木
	10:00～10:30	床木公民館前	
	10:40～11:00	床木第4生活改善センター前	大坂本
	11:10～11:50	大坂本生活改善センター前	
	13:30～14:10	尺間体育館駐車場	
	14:20～14:40	元田多目的集会場前	大坂本
4月21日 (金)	9:20～9:40	提内公民館前	切畑
	9:50～10:20	上切畑体育館前	
	10:30～11:10	切畑小学校体育館前	井崎、小田
	11:20～12:00	弥生文化会館駐車場	
	13:30～14:00	弥生文化会館駐車場	

《問い合わせ》弥生振興局市民サービス課 (☎46-1111)

4月以降、県外土砂等で埋立て等を行う場合は、事前に届出を！

4月1日から、「佐伯市埋立て等規制条例」の施行に伴い、県外土砂で埋立て等を行う場合、事前の届出が必要になりました。必要な届出を行わなければ、罰則の対象となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

●届出が必要な時とは

県外で発生した土砂等を用いて、500平方メートル以上(1年以内に埋め立てた土地の面積を合算したものを含む。)の土地を埋め立てる時には、事前の届出が必要です。また、届出は、埋立て等を行う土地を所有する人、または、土地を借りている人等が、行わなければなりません。

※埋め立てる面積だけでなく、使用する土砂等の量も、届出の対象となる見込みです。

●罰則等について

必要な届出を行わない場合や、市の命令等に従わない場合は、違反事実の公表、懲役または



罰金の罰則を受ける場合があります。

●届出が必要な埋立て等を現在行っている場合は

4月1日時点において、佐伯市内で届出の必要な埋立て等を行っている事業主の皆さんは、5月1日(月)までに届出をしてください。

《届出窓口・問い合わせ》

生活環境課生活環境係(市役所第4庁舎1階、☎223995)